

令和6年度の福岡県特定事業主行動計画に係る取組状況

1 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組状況

- 職員研修所において、中長期的なキャリアプラン等を考えるとともに、仕事を行う上での不安解消やモチベーションの向上を図ることを目的とした「女性活躍推進研修」を実施した。
また、ライン係長昇任前の職員を対象にした階層別研修で、身近な存在である先輩職員との交流機会を設け、昇任に対する不安の解消に努めた。
- 様々な職場で活躍する女性管理職をロールモデルとして紹介する活躍事例集を作成、配布し、職員の意識醸成を図った。
- 本庁の新任係長に対し2名の職員をメンターとして指定し面談を行う制度を試行的に導入し、業務上の悩みや相談、今後のキャリア形成等について助言・支援を行った。
- 各部局において、独自の主体的取組を実施した。

2 次世代育成支援法第19条第6項に基づく取組状況

- 庁内イントラネット上の関連ページの更新を随時行った。
- 毎月19日の「育児の日」の取組を職員に対して周知した。
- 所属研修の実施通知に必須課題として「仕事と子育て・介護の両立支援」を掲載した。
- 男性職員の育児に係る休暇取得状況等の調査を行った。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の観点から年次休暇等の取得促進について通知し、以後取組を推進した。
- 管理者研修において「福岡県特定事業主行動計画」の取組について周知徹底を図った。
- 参加者同士が子育て等の情報交換等を行う育児サロンを妊娠・育児休業・子育て中の職員とその配偶者を対象に開催した。
- 「働きやすい職場をめざして」のチラシを全職員に発出した。（特定事業主行動計画、出産・育児に係る休暇及び仕事と子育て・介護の両立支援ハンドブックの周知）
- 「家族の日」及び「家族の週間」の取組として人事課長通知及び職員向けチラシを発出。（時間外勤務縮減及び年次休暇取得促進）
- 子育て期の生活設計を含めたライフプランセミナーを30代以下の職員とその配偶者を対象に開催。
- 子どもが生まれた職員に対し、仕事と子育ての両立を呼びかける「知事メッセージ」を交付。
- 知事をはじめ、副知事、部長級・次長級職員、所属長などが、部下職員の育児や介護と仕事との両立を図るとともに、自らも仕事と生活を充実させることを内容とする「イクボス宣言」を行う。